

## 京の木流通モデル構築支援事業実施要領

令和4年11月11日付け4林第522号  
最終改正 令和7年8月6日付け7林第432号

### (趣旨)

第1 知事は、京都府産木材の需給体制（以下「サプライチェーン」という。）の構築を推進するため、木材の生産、加工、流通及び利用に係る事業者等の連携によるサプライチェーンの構築に向けた先導的な取組を行うグループに対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 京都府産木材 京都府内の森林から関係法令に適合して産出された木材をいう。
- (2) SCグループ サプライチェーンの構築に取り組むグループのうち、第3の規定による知事の承認を受けたグループをいう。
- (3) 需給情報共有システム SCグループ内において、インターネット等を活用して京都府産木材の需給情報を共有する仕組みをいう。

### (SCグループの承認)

第3 サプライチェーンの構築に取り組むグループの構成員を代表する者は、別記第1号様式により、SCグループ承認申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出のあったSCグループ承認申請書について、別紙1に掲げる基準に適合し、内容が適当であると認めるときは、これを承認し、SCグループの代表者に通知するものとする。

3 前項の承認の有効期間の末日は、承認を受けた日から5年を経過した日の属する年度の3月31日又は初回の交付決定を受けた日から3年を経過した日の属する年度の3月31日のいずれか遅い日とする。

### (SCグループの変更)

第4 第3で承認を受けたSCグループの名称、代表者、代表者の住所、構成員又はサプライチェーンで取り扱う京都府産木材の種類を変更する場合は、あらかじめ第3に準じてSCグループ変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

### (SCグループの廃止)

第5 第3で承認を受けたSCグループを廃止する場合、別記第2号様式により、SCグループ廃止届を知事に提出するものとする。ただし、第6の事業を実施する場合は、第7の2の全体事業計画期間及び規則第19条の知事の承認を受けるまでの期間はSCグループの廃止はできないものとする。

### (事業の内容等)

第6 本事業の補助の対象とする事業実施主体、補助対象経費、補助額及び軽微な変更は別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

3 補助額は、1,000円未満を切り捨て、1,000円単位とする。

#### (事業の実施計画)

第7 事業実施主体は、第9に定める補助金の交付の申請をする場合、事業実施計画承認申請書(別記第3号様式)を作成し、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書における全体事業計画の期間は3年以内とする。

3 知事は、前項の規定により提出のあった事業実施計画が適当であると認めるときは、予算の範囲内で承認するものとする。

4 知事は、前項の承認に当たり、先導的かつ普及可能性が高い計画であると認められる場合において、優先的に承認するものとする。

#### (事業の取組計画)

第8 事業実施主体は、第9に定める補助金の交付の申請をしない場合、事業取組計画承認申請書(別記第4号様式)を作成し、知事に提出することができる。

2 事業取組計画承認申請書における全体事業計画の期間はSCグループの承認の有効期間内とする。

3 知事は、1の規定により提出のあった事業取組計画が適当であると認めるときは、承認するものとする。事業取組計画の承認を受けた場合、第7の3の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

4 3で承認を受けた事業取組計画の内容を変更する場合は、あらかじめ1及び2に準じて事業取組計画変更承認申請書(別記第4号様式)を提出し、知事の承認を求めることができる。

#### (交付の申請)

第9 規則第5条に規定する申請書は、別記第5号様式によるものとし、第7の3の承認を受けた事業実施主体のうち、補助金の交付を申請する者にあつては、知事が別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請内容が適当であると認めるときは、規則第6条の交付決定を行うものとする。

3 知事は、前項の交付決定をした場合であつて、第3の3の有効期間を延長する場合は、有効期間を延長した旨を通知するものとする。

#### (事業の着手)

第10 事業の着手は、補助金の交付決定日以降とし、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業に着手したときは、遅滞なく着手届(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。

#### (早期着手届)

第11 第9の申請を行った事業実施主体は、やむを得ない理由により補助金の交付決定日前に事業に着手しようとするときは、着手日までに早期着手届(別記第7号様式)を提

出するものとする。

2 前項の早期着手届を提出した場合は、第 10 の着手届が提出されたものとみなす。

(事業の変更)

第 12 規則第 9 条の規定により知事の承認が必要な変更は、別表 1 の軽微な変更以外の変更とする。

2 補助事業者は、軽微な変更以外の変更が生じる場合、あらかじめ、第 7 の 1 に準じて事業実施計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けた計画において、別表 1 の軽微な変更を超える補助金額の増減が生じる場合、第 9 の 1 の規定に準じて変更交付申請書を提出し、知事の変更交付決定を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第 13 補助事業者は、規則第 11 条の規定により、補助金の交付決定を受けた年度の 9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、当該年度の 10 月 15 日までに別記第 8 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第 14 補助事業者は、別記第 9 号様式により、事業実施年度の半期ごとの所要見込みの 9 割以内の額を半期ごとに概算払請求することができる。

(実績報告)

第 15 補助事業者は、事業完了後速やかに補助金実績報告書（別記第 10 号様式）を知事に提出するものとする。

(検査)

第 16 知事は、補助事業が完了したときは、速やかに検査を行うものとする。

(財産管理)

第 17 規則第 19 条第 1 項第 2 号で定めるものは、購入費が 50 万円以上の財産をいう。

(書類の提出及び経由)

第 18 この要領により知事に提出する書類は、正本 1 部とし、SC グループの代表者の主たる事務所の所在地を所管する京都府広域振興局等（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあつては京都林務事務所）に、SC グループの代表者の主たる事務所の所在地が京都府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に提出するものとする。

(事業の報告)

第 19 事業実施主体は、SC グループの承認があつた日から第 3 の 3 に定める SC グループの承認の有効期間の末日までの間は、当該年度の SC グループの取組の実施状況等を SC グループ取組状況報告書（別記第 11 号様式）に翌年度 5 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、第 3 の 2 に定める SC グループの承認を受けた日から第 3 の 3 に定める SC グループの承認の有効期間の末日までの間は、第 15 に定める実績報告及び前項

に定める取組の実施状況の報告とは別に、知事の求めに応じて、本事業の実施状況等を報告しなければならない。

(その他)

第20 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和6年8月21日から施行し、同日前に提供された申請については、なお従前の例による。

この要領は、令和7年8月6日から施行し、同日前に提供された申請については、なお従前の例による。

## 別紙1 SCグループ承認基準（第3関係）

- 1 SCグループは、次の各号全てに適合しなければならない。
  - (1) サプライチェーンを構築する計画を有すること。
  - (2) 事業実施期間終了後においても持続的に活用可能な需給情報共有システムの導入を計画していること。
  - (3) SCグループは、以下のア～エに掲げる者により構成すること。

ただし、原則として以下ア、イの(イ)及びウの(イ)のそれぞれから1者以上、やむを得ない場合は、ア及びイの(イ)のそれぞれから1者以上を含む3者以上で構成すること。

ア 府内に事業所を有する林業事業者等

    - (ア) 原木生産を行う者

イ 木材加工流通業者等

    - (イ) 原木集出荷販売業者（原木市場、ストックヤード等）
    - (イ) 製材、集成材製造、合板製造、LVL製造、CLT製造又はチップ製造を行う業者
    - (イ) プレカット加工業者
    - (イ) その他木材加工等行う業者（(イ)及び(イ)に掲げる内容以外の木材の加工等）
    - (イ) 木材製品集出荷販売業者（木材卸売、小売等）

ウ 設計・施工業者等

    - (ウ) 設計業者
    - (ウ) 施工業者

エ その他サプライチェーン構築計画の実施に必要な事業者

    - (4) 構築するサプライチェーンにおける京都府産木材の取扱量が増加する計画を有すること。
    - (5) 代表者が定められており、構成員の京都府産木材の需給に係る役割分担が明確であること。
    - (6) 代表者について、既に承認を受けた他のSCグループの代表者と重複がないこと。
- 2 前項の第3号に定めるやむを得ない場合とは、SCグループが、木質バイオマス燃料若しくは家具等の木工品など施工を伴わない用途又は公共工事等の施工業者を特定することができない用途にサプライチェーンの構築を計画している場合をいう。
- 3 次の各号に掲げるSCグループの構成員は、それぞれ当該各号に掲げる認定又は登録を受けるよう努めるものとする。
  - (1) 府内に事業所を有する林業事業者等  
京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第12条第1項の規定による知事の認定
  - (2) 木材加工流通業者等  
実施要綱第12条第1項の規定による知事の認定又は同要綱第3条第1項の規定により知事から指定を受けた法人による認定及び登録
  - (3) 設計・施工業者等  
実施要綱第20条第1項の規定による知事の登録

別表 1 (第 6、第 12 関係)

事業実施主体	補助対象経費	補助額	軽微な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
SC グループ	別表 2 に掲げる SC グループがサプライチェーン構築に要する経費	10 分の 10 ただし、1 グループ当たり、全体計画期間内において 5,000 千円以内とする	補助金額の 30%未満の減	第 3 号様式別紙のうち、1 需給情報共有システムの内容欄に記載した当該システムの変更を伴わない記載内容の変更、かつ、2 実施内容の表中の区分欄に掲げる 1 及び 2 の追加又は廃止を伴わない具体的な実施内容の変更

注 事業実施主体の要件

- 1 SC グループ内で補助金の配分方法が適切に定められていること。
- 2 サプライチェーン構築に向けた先導的な取組を有すること。
- 3 サプライチェーン構築又は需給情報共有システムの導入に係る国、府、市町村の補助事業と補助対象経費に重複がないこと。
- 4 事業の実施期間中に取扱う京都府産木材について、実施要綱第 2 条第 9 項による京都府産木材認証又は同要綱第 10 項による京都府産木材証明が可能なサプライチェーンを構築すること。(事業実施主体の構成員で別紙 1 の 1 の(3)のア、イ又はウに該当する事業者のそれぞれ 1 者以上、別紙 1 の 1 の(3)に定めるやむを得ない場合は、ア又はイのそれぞれ 1 者以上が、別紙 1 の 3 の(1)、(2)又は(3)の認定若しくは登録を既に受けている、又は事業の実施期間中に受ける計画を有していること。)

別表2

SCグループがサプライチェーン構築に要した以下の経費。ただし、構成員及びその職員に支払われる経費は対象としない。

区分	内容
(1) 需給情報共有システム検討 ・システムの開発・検証 ・システム開発のための検討会・情報収集 ・システムのデモ機等による検証 ・グループ内への周知 ・マニュアルづくり など	1 委託費 2 需用費 3 備品購入費（パーソナルコンピューター、印刷機等の汎用性の高いものは除く） 4 報償費 5 使用料及び賃借料（会場使用料、サーバー使用料、アプリ使用料、機材のレンタル又はリース料等） 6 旅費 7 役務費（通信・運搬等）
(2) 需給情報共有システム導入・運用 ・システムの実装 ・システム導入に係る既存のシステムの改修等	
(3) SCグループ活動に係る広報 ・グループ参画につながる事業者向けの広報 ・森林所有者や消費者に対して、SCグループ活動の取組に関する理解醸成を図る広報	
(4) SCグループ内で生産する製品の開発 ・流通量の拡大又は新規販路開拓に資する製品開発（ただし、加工に係る経費を除き、材料調達費のみを対象とする。） ・製品開発のための検討会・情報収集	

注1 (1)及び(2)の需給情報共有システムに係る経費について、以下の要件を満たさない場合、対象としない。

- ・第3の規定により知事の承認を受けたサプライチェーン構築計画を実施するために必要な需給情報共有システムであること。
- ・インターネット等を活用し需給情報を通信することで、需給情報共有の省力化、円滑化を図ることができる需給情報共有システムであること。

注2 (1)、(3)及び(4)に係る経費について、全体計画期間内に(2)に取り組まない場合は、対象としない。

注3 (3)に係る経費について、SCグループの承認を受けた日以前から実施していた広報活動は対象としない。

注4 (4)に係る経費について、補助の対象とする開発製品自体を販売する場合は、対象としない。